

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案
- (2) 無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）の一部を改正する省令案
- (3) 平成 2 年郵政省告示第 250 号（無線従事者の養成課程の修了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 平成 9 年郵政省告示第 319 号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成 5 年郵政省告示第 553 号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成 24 年総務省告示第 3 号（認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）の一部を改正する告示案
- (7) 電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案

### 2 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載することとします。

### 3 意見の提出方法

#### 1 下記（1）～（3）

意見書のかがみに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### 2 下記（4）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### （1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW 又は MO
- フォーマット形式：Windows システムに対応したもの
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

担当：浅見検定試験官、谷原係長、田邊係長

電話：（直通）03-5253-5876

（代表）03-5253-5111 内線5876

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[radio\\_operator@ml.soumu.go.jp](mailto:radio_operator@ml.soumu.go.jp)

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

※ 意見の内容はできる限りメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

※ 添付ファイルにより意見を提出される場合、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルでお願いします（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

#### 4 意見提出期限

平成 24 年 3 月 26 日（月）午後 5 時（必着）（郵送については、平成 24 年 3 月 26 日（月）付けの消印まで有効とします。）

なお、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### 5 留意事項

意見が 1, 000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する予定です。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。